

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法  
最終仕入原価法を適用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品、権利、ソフトウェア  
定額法によっております。
  - ② リース資産
    - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 賞与引当金の計上基準：職員に対する賞与の支給に備えるため、当該会計年度の負担に属する額を見積り、計上しております。
  - ② 退職給付引当金の計上基準：職員の退職給付に備えるため、当該会計年度末までに負担するべき額を見積り、計上しております。
  - ③ 徴収不能引当金の計上基準：債権の徴収不能による損失に備えるため、金銭債権のうち、徴収不能見込額を計上しております。
- (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

### 2. 法人で採用する退職給付制度

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団が定める職員退職手当支給規程に基づき支給しております。また、規程に基づき、退職金の一部を独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度に外部拠出しております。

### 3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっております。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）  
なお、日中一時支援事業については、公益事業に該当するが、花園、あげお、嵐山郷の障害者支援施設拠点区分と実質的に一体として実施しているため、社会福祉事業としております。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）  
当法人では、収益事業を実施していないため作成しておりません。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

#### 【社会福祉事業区分】

- ア 本部事務局拠点区分
- イ 上里学園拠点区分
- ウ おお里拠点区分
- エ いわつき拠点区分
- オ いわつき乳児院拠点区分

- カ 花園障害者支援施設拠点区分
  - ・障害者支援施設（生活介護）サービス区分
  - ・障害者支援施設（施設入所支援）サービス区分
  - ・短期入所サービス区分
  - ・共同生活援助サービス区分
  - ・日中一時支援事業サービス区分
- キ あげお拠点区分
  - ・障害者支援施設（生活介護）サービス区分
  - ・障害者支援施設（施設入所支援）サービス区分
  - ・短期入所サービス区分
  - ・相談支援事業サービス区分
  - ・共同生活援助サービス区分
  - ・日中一時支援事業サービス区分
- ク 嵐山郷福祉型障害児入所施設拠点区分
  - ・福祉型障害児入所施設サービス区分
  - ・短期入所サービス区分
  - ・日中一時支援事業サービス区分
- ケ 嵐山郷障害者支援施設拠点区分
  - ・障害者支援施設（生活介護）サービス区分
  - ・障害者支援施設（施設入所支援）サービス区分
  - ・短期入所サービス区分
  - ・共同生活援助サービス区分
  - ・日中一時支援事業サービス区分
- コ 嵐山郷医療型障害児入所施設・療養介護事業所拠点区分
  - ・医療型障害児入所施設サービス区分
  - ・療養介護事業所サービス区分
  - ・短期入所サービス区分
  - ・日中一時支援事業サービス区分
- サ 嵐山しらこぼと保育園拠点区分
- シ 皆光園拠点区分
  - ・障害者支援施設（生活介護）サービス区分
  - ・障害者支援施設（施設入所支援）サービス区分
  - ・短期入所サービス区分
  - ・デイサービスセンターサービス区分
- ス そうか光生園拠点区分
  - ・障害者支援施設（生活介護）サービス区分
  - ・障害者支援施設（施設入所支援）サービス区分
  - ・短期入所サービス区分
  - ・相談支援事業サービス区分
  - ・地域活動支援センターサービス区分
- セ あさか向陽園拠点区分
  - ・障害者支援施設（生活介護）サービス区分
  - ・障害者支援施設（施設入所支援）サービス区分
  - ・短期入所サービス区分
  - ・就労継続支援B型サービス区分
- ソ 障害者交流センター拠点区分
- タ あすなろ学園拠点区分
  - ・障害福祉サービス事業所（生活介護）サービス区分
  - ・就労継続支援B型サービス区分

#### 【公益事業区分】

- チ 嵐山郷障害者歯科診療所拠点区分
- ツ 皆光園障害者歯科診療所拠点区分
- テ そうか光生園障害者歯科診療所拠点区分
- ト あさか向陽園障害者歯科診療所拠点区分
- ナ 皆光園聴能言語訓練事業拠点区分
- ニ そうか光生園聴能言語訓練事業拠点区分

#### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	73,000	0	0	73,000
建物	2,360,236,036	716,979,220	93,832,723	2,983,382,533
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	2,370,309,036	716,979,220	93,832,723	2,993,455,533

#### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

#### 6. 担保に供している資産

該当なし

#### 7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び、当期末残高は以下のとおりです。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	73,000	0	73,000
建物(基本財産)	4,690,342,337	1,706,959,804	2,983,382,533
建物	347,745,455	205,122,157	142,623,298
構築物	230,592,542	144,389,677	86,202,865
機械及び装置	38,038,112	37,784,990	253,122
車輛運搬具	122,490,718	108,052,697	14,438,021
器具及び備品	632,252,136	542,330,445	89,921,691
建設仮勘定	30,250,000	0	30,250,000
有形リース資産	353,268,768	156,360,399	196,908,369
合計	6,445,053,068	2,901,000,169	3,544,052,899

##### 【有形リース資産の内容】

拠点区分名	有形リース資産名
本部事務局拠点区分	パソコン
おお里拠点区分	パソコン
嵐山郷障害者支援施設拠点区分	乾燥機、脱水機、シーツアイロナー、小型乗用自動車(セレナ)、パソコン、支援計画記録システム、乾燥機、全自動洗濯脱水機、見守りシステム一式、機械浴槽一式、公用車(フリード)
嵐山郷医療型障害児・療養介護事業所拠点区分	一般X線撮影装置、画像サーバー・画像処理装置、臨床化学自動分析装置、X線テレビ撮影装置一式、医療部既存システム再構築一式、調剤支援システム用端末、医科用医療事務システム
皆光園拠点区分	パソコン、支援記録ソフト
そうか光生園拠点区分	仰臥位入浴装置、車いす用スロープ付き軽自動車(2台)
あさか向陽園拠点区分	パソコン、キャラバン(福祉車両)
障害者交流センター拠点区分	施設利用管理システム及びシステム用PC一式
嵐山郷障害者歯科診療所拠点区分	ウォーターパット特定加温装置システム、歯科用コンピューターシステム一式
皆光園障害者歯科診療所拠点区分	パノラマ断層X線撮影装置、レセプトコンピューターシステム、歯科用ユニット装置
そうか光生園障害者歯科診療所拠点区分	総合型コンピューターシステム、全身麻酔器、ベッドサイドモニタ、デジタルパノラマ装置
あさか向陽園障害者歯科診療所拠点区分	パソコン、パノラマレントゲン装置一式、全身麻酔器装置一式、歯科ユニット、電子カルテ搭載システム、歯科ユニット
そうか光生園聴能言語訓練事業拠点区分	補聴器特性測定器

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし